

未熟児養育医療給付制度のご案内

R7.4

発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんの入院養育に必要な医療費の一部を助成する制度です。

《対象となる方》

指定養育医療機関の医師が、出生後、入院養育を必要と認めた乳児（1 歳未満）

※ 原則として、退院後の再入院は対象になりません。

《申請手続き》

（1）申請に必要なもの ※ 主治医から 2 の意見書をもらったら、早めに手続きをお願いします。

必要書類	対象者	備考						
1 養育医療給付申請書	全員							
2 養育医療意見書	全員	指定医療機関の医師が記入						
3 世帯調書	全員							
4 同意書	全員							
5 乳児の健康保険証(有効期限内)、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの「資格情報画面」のいずれかの写し	全員	手続き中の場合は加入する医療保険の被保険者の左記書類の写し						
6 乳児及び同一世帯員のマイナンバーの確認書類	全員	マイナンバーカード等 ※乳児のマイナンバーが不明な場合は、申請の際にお申し出ください。						
7 申請者の本人確認書類	全員	運転免許証やマイナンバーカード等						
8 乳児と同一世帯の父母、祖父母の市・県民税課税（所得）証明書	転入者で新潟市に課税情報のない方	申請日によって確認する年度が異なります。 ※マイナンバーにより省略できる場合があります。お問い合わせください。 <table><tr><td>申請月</td><td>必要な年度</td></tr><tr><td>4月～6月</td><td>令和 6 年度 市・県民税課税証明書</td></tr><tr><td>7月～3月</td><td>令和 7 年度 市・県民税課税証明書</td></tr></table>	申請月	必要な年度	4月～6月	令和 6 年度 市・県民税課税証明書	7月～3月	令和 7 年度 市・県民税課税証明書
申請月	必要な年度							
4月～6月	令和 6 年度 市・県民税課税証明書							
7月～3月	令和 7 年度 市・県民税課税証明書							

☆ 1、3、4 の書類は、区役所健康福祉課の窓口にあります。

☆ 双子または三つ子等の場合、3、4、8 の書類は 1 枚で結構です。

☆ 未熟児養育医療は、マイナンバー（個人番号）の利用により加入医療保険の資格確認を行うことができない事業です。また、マイナ保険証の券面情報では医療保険の資格情報が確認できないため、必ず必要書類 5 のいずれかの提出が必要となります。

☆ 6 の書類は、通知カードの場合、通知カードに記載された住所・氏名等が現在の住所・氏名等と一致するものに限ります。

（2）申請窓口：区役所 健康福祉課

※出張所、連絡所、保健福祉センターでは手続きできませんのでご注意ください。

《申請手続きから医療費の支払いまで》

- ① 必要な書類をそろえて申請窓口に提出してください。
- ② 申請内容を審査し、養育医療給付の可否を決定します。
- ③ 給付を決定した場合は、3週間程度で「養育医療券」を郵送しますので、速やかに医療機関に提示してください。
※申請書類、医療意見書の不備や確認等が必要な場合は、認定が遅れる場合があります。
- ④ こども医療費との振替が必要な方には、「こども医療費助成支給申請書」と「委任状」を郵送しますので、ご記入のうえこども家庭課母子保健グループまで提出してください。
- ⑤ 保険診療外の費用は、医療機関に支払ってください。
- ⑥ 保険診療分の医療費にかかる自己負担金は、入院した月の翌々月以降に、こども家庭課から請求をします。「納入通知書兼領収証書」を郵送しますので、納期限までに必ず金融機関、区役所区民生活課、出張所、連絡所で納入してください。

《医療費について》

(1) 対象となるもの

保険診療分の医療費が対象です。原則として、食事療養費の自己負担はありません。

入院した月の翌々月以降に、医療機関から市に医療費の請求があり、市が全額を支払います。その後、こども家庭課から保護者の方に自己負担金の請求をしますので必ず納入してください。

保険診療外の費用は、別途、医療機関から請求があります。

保険診療分の医療費（入院費）	⇒	新潟市から請求
保険診療外の費用（紙おむつ代など）	⇒	医療機関から請求

(2) 自己負担金について

乳児と同一世帯の扶養義務者の市町村民税額等に応じて、徴収基準額（月額）を決定します。

裏面の「養育医療措置費負担金徴収基準額表」を参照してください。徴収基準額及び総医療費等により、食事療養費の自己負担が生じる場合もあります。

その月の入院日数を基に、自己負担額を算出します。

～ 養育医療の自己負担金額の算出方法 ～

入院期間が1か月未満の場合

$$\text{徴収基準額（月額）} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}} \quad (\text{1円未満切り捨て})$$

入院期間が1か月間の場合は、徴収基準額が自己負担額になります。

☆ 双子または三つ子等で、同じ月に入院した場合、その月の入院日数（自己負担額）が少なかった方は、徴収基準額を1/10（加算基準額）にして自己負担額を算出します。

《こども医療費との振替》

徴収基準月額がD6階層（49,400円）以上に決定した方は、養育医療の自己負担額より、こども医療費の自己負担額が低くなります。

～ こども医療費の自己負担金額の算出方法 ～

こども医療費の自己負担額 = 入院日数 × 1,200円

※ こども医療費では、食事療養費が自己負担になります。

このため、D6階層以上の方には、こども医療費の自己負担額を請求します。

養育医療の負担額とこども医療費の負担額との差額は、こども家庭課がこども医療の担当課に請求しますので、「養育医療券」を郵送する際に同封する「こども医療費助成申請書」及び「委任状」をご記入のうえ、こども家庭課母子保健グループまで提出してください。

提出がない場合は、養育医療の自己負担額を請求しますので、納入後、市の窓口で払い戻しの手続きをしてください。

うるう年以外の2月入院分については、D5階層に決定した方もこの振替の対象になります。

～ D6階層で1か月間(31日)入院した場合 ～

養育医療の自己負担額	49,400円 → (a)
こども医療の自己負担額	1,200円×31日=37,200円 → (b)
それぞれの自己負担額の差額	(a) - (b) = 12,200円

〔請求方法〕

- ① こども家庭課から保護者の方には(b)を請求します。
- ② 差額の12,200円はこども医療費助成金のため、こども医療費担当部署に請求します。

《その他》

- ◇ 転居等により世帯構成が変更した場合は、徴収基準額（月額）も変更になることがあります。こども家庭課母子保健グループまで連絡してください。連絡があった翌月から新しい徴収基準額（月額）を適用します。
- ◇ 「出生連絡票」（青色のはがき）を必ず出してください。助産師又は保健師が無料で家庭訪問に伺います。

お問い合わせ先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市こども未来部こども家庭課母子保健グループ
電話 025(226)1205 〔直通〕

養育医療措置費負担金徴収基準額表

階 層 区 分				月額負担金徴収基準額	
				基準額（円）	加算基準額（円）
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯			徴収しない	徴収しない
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,600	260
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯	C階層		5,400	540
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 15,000円以下	D1階層	7,900	790
		所得割の年額 15,001円から 21,000円まで	D2階層	10,800	1,080
		所得割の年額 21,001円から 51,000円まで	D3階層	16,200	1,620
		所得割の年額 51,001円から 87,000円まで	D4階層	22,400	2,240
		所得割の年額 87,001円から 171,300円まで	D5階層	34,800	3,480
		所得割の年額 171,301円から 252,100円まで	D6階層	49,400	4,940
		所得割の年額 252,101円から 342,100円まで	D7階層	65,000	6,500
		所得割の年額 342,101円から 450,100円まで	D8階層	82,400	8,240
		所得割の年額 450,101円から 579,000円まで	D9階層	102,000	10,200
		所得割の年額 579,001円から 700,900円まで	D10階層	123,400	12,340
		所得割の年額 700,901円から 849,000円まで	D11階層	147,000	14,700
		所得割の年額 849,001円から 1,041,000円まで	D12階層	172,500	17,250
		所得割の年額 1,041,001円から 1,222,500円まで	D13階層	199,900	19,990
		所得割の年額 1,222,501円から 1,423,500円まで	D14階層	229,400	22,940
		所得割の年額 1,423,501円以上	D15階層	全 額	左の基準額の10% ただし、その額が 26,300円に満たない 場合は26,300円